

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるとは、翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就任(二件)
急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所
理事 角 田 年 穂 西伯郡名和町大字門前八三

昭和五十八年三月二十四日就任 任期昭和六十一年七月二十三日まで

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|---------|---------------|
| 理事 | 岡 本 肇 | 東伯郡東郷町大字門田三七六 |
| " | 足 立 春 人 | 大字長和田五五一一六 |
| " | 谷 口 輝 久 | 大字門田三八一 |
| " | 竹 内 苞 | 大字佐美二二八 |
| " | 林 信 幸 | 大字埴見一九二一一 |
| " | 山 田 清 晴 | 大字野花四八〇 |
| " | 森 義 雄 | 大字引地三二九 |
| " | 徳 井 俊 市 | 大字国信二〇四 |

| | |
|---------|----------|
| 榎 本 益 美 | 大字方面一八三 |
| 下 山 勝 一 | 大字高辻二五三 |
| 森 田 弘 毅 | 大字川上七四五 |
| 中 村 寛 正 | 大字野方一七四 |
| 米 田 勉 | 大字白石六二六 |
| 前 田 恭 徳 | 大字方地九九〇 |
| 小 谷 正 己 | 大字漆原一三四 |
| 下 田 登 | 大字北福一〇四 |
| 神 波 勝 人 | 大字長和田五八三 |
| 市 橋 春 海 | 大字小鹿谷一六 |
| 山 田 操 | 大字藤津七九四 |

昭和五十九年三月七日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第三百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

円護寺地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市円護寺字岩屋敷一四四番地から一四七番地まで、一四七番地内第一、一四八番地から一五二番地まで、七七六番地、七七六番地一及び七七六番地二並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

東大路地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市東大路字塚ノ前六四番地第一の一部、六五番地四、六六番地、六六番地第一、六六番地二及び六六番地三、字土居九六番地、九六番地二、九七番地、九七番地次一、九九番地、一〇〇番地、一〇〇番地一、一〇〇番地二、一〇一番地、一〇一番地一、一〇二番地、一〇三番地一から一〇三番地三まで、一〇四番地一から一〇四番地五まで、一〇五番地から一一二番地まで、一一三番地一及び一一三番地二並びに字向山一八八番地、一九〇番地一から一九〇番地三まで及び一九一番地並びにこれらと一体をなす国有地

三 名称

夏ヶ谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡気高町大字下光元字親谷三二六番地四、三二六番地五の一部、三二六番地六の一部、三二六番地七、三二六番地九、三二六番地一一、三三〇番地二の一部、三三〇番地三の一部、一〇九九番地二の一部、一一〇〇番地の一部及び一一〇三番地の一部並びにこれ

らと一体をなす国有地

四 1 名称

上山手地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字山手字上若宮一八〇番地四の一部、一八〇番地五、一八〇番地六、一九四番地から一九六番地まで、一九六番地次一、一九七番地、一九七番地一、一九七番地二、一九七番地次一、一九八番地、一九八番地二、一九九番地、一九九番地一、一九九番地二、二〇〇番地、二〇一番地一、二〇二番地一、二〇一番地一、二〇一番地二、二〇四番地から二〇七番地まで、二〇七番地二、二〇九番地、二〇九番地二、二〇〇番地、二〇〇番地二、二〇一番地、二〇二番地、二〇二番地二、二〇二番地一から二〇二番地四まで、二〇二番地二、二〇二番地二、二〇三番地一から二〇三番地四まで、二〇四番地一及び二〇四番地二並びに字地エノ谷六三一番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

下町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡智頭町大字智頭字下モ田六七番地、六七番地一から六七番地三まで、六九番地一、六九番地三、六九番地四、六九番地六、六九番地七及び七〇番地一、字チンゴリ七二番地、七四番地、七五番地四から七五番地六まで、七六番地から八二番地まで、八三番地二、八七番地、八七番地一、八八番地、八八番地一、八八番地二、八九番地、八九番地一及び九〇番地、字寺前通り九一番地から九三番地

まで、九三番地二及び九八番地三、字化昌庵二二〇番地、二二一番地、二二二番地一、二二二番地二、二二三番地から二二六番地まで、二二七番地一及び二二七番地二並びにチゴラ山二二六二番地、二二六三番地、二二六五番地、二二六六番地、二二六七番地一、二二六七番地二及び二二六八番地から二二七〇番地まで並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称

中田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市中田字屋敷通二〇九三番地から二〇九五番地までの一部、二〇九六番地一の一部、二〇九六番地二の一部、二〇九七番地、二〇九八番地一の一部、二〇九八番地二、二〇九八番地三の一部及び二〇九九番地並びに字裏山二〇一三番地一の一部、二〇一四番地一から二〇一四番地二一まで、二〇一五番地一の一部及び二〇一六番地並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

大平町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市大平町字山ノ鼻三一五番地一、三一五番地二の一部、三二五番地一の一部、三二五番地二から三二五番地七まで、三二五番地一〇から三二五番地一二まで、三二五番地一四及び三二五番地一五並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

上余戸地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市上余戸字瀬ヶ谷口二六九番地の一部、二八七番地一の一部、二八七番地二、二八七番地三、二八七番地四の一部、二八七番地六、二八七番地七、二八八番地の一部及び二九〇番地の一部、字瀬ヶ谷二九二番地一、二九二番地二及び二九三番地並びに瀬ヶ谷山三一四番地一の一部及び三一四番地四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

九 1 名称

由良地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字由良宿字宮ノ下二〇一七番地の一部、二〇一八番地一、二〇一八番地二の一部、二〇一八番地三の一部、二〇一八番地四、二〇一九番地二の一部、二〇二二番地一から二〇二二番地五までの一部、二〇二二番地、二〇二三番地から二〇二五番地までの一部及び二〇二九番地から二〇三二番地までの一部並びにこれらと一体をなす国有地

十 1 名称

諏訪神社地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

米子市諏訪字宮ノ下六二〇番地及び六二二番地一、字西山ノ後八九〇番地三、字山後七五九番地、七六〇番地一、七六一番地、七六二番地、七六三番地一、七六三番地二及び七六三番地五、字山根六二三番地、六二四番地及び六二四番地一並びに字西山崎七五三番地三の一部、七五三番地九の一部、七五五番地、七五五番地二及び七

五八番地並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

祇園地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

米子市陰田町一番地一の一部、一番地四から一番地七まで、一番地一〇から一番地一六まで、三四番地一の一部及び三四番地二並びに祇園町二丁目六九番地三、七〇番地二、七〇番地四及び七二番地二並びにこれらと一体をなす国有地

十二 1 名称

旧奈和地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字加茂字樋田五三二番地の一部、五三五番地の一部、五三六番地の一部、五四〇番地から五四二番地まで及び五四四番地の一部、字堂々五五〇番地の一部、五五二番地の一部、五五三番地及び五五五番地、字小丸山九六三番地、九六四番地、九六四番地二、九八五番地二、九九一番地、一〇〇三番地、一〇〇四番地、一〇〇五番地一の一部、一〇一〇番地一、一〇一五番地二、一〇一六番地一、一〇一七番地、一〇一九番地、一〇二〇番地及び一〇二〇番地二並びに字樋ノ内一一七七番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十三 1 名称

豊成地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字豊成字横道ノ下九二五番地一の一部、九二六番

十四 1 名称
 倉谷地区急傾斜地崩壊危険区域

地一の一部、九二七番地一、九二九番地、九三〇番地一、九三〇番地三、九三一番地一、九三二番地、九三五番地、九四二番地一の一部及び九四四番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

2 区域

西伯郡名和町大字倉谷字馬場川六一五番地一の一部、六一五番地二の一部、六一六番地の一部、六一七番地の一部、六一七番地二、六一八番地、六一九番地一の一部及び六二三番地の一部並びに字御領田六四〇番地及び六四〇番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十五 1 名称

金持下地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町金持字地蔵谷一三九五番地、一三九六番地の一部及び一三九七番地、字下モ地蔵谷一四二六番地の一部、一四二七番地、一四二八番地、一四二九番地の一部、一四三〇番地、一四三一番地の一部、一四三三番地の一部、一四三四番地から一四三六番地まで、一四三七番地一、一四三七番地二及び一四三八番地、字地蔵谷尻一四三九番地から一四五三番地まで、一四五七番地、一四六五番地から一四六七番地まで、一四六九番地、一四六九番地一、一四七〇番地一、一四七〇番地二及び一四七一番地、字古川一四九四番地一、一四九四番地二、一四九五番地、一四九六番地、一四九八番地から一五〇一番地まで、一五〇二番地二、一五〇三番地、一五〇四番地

十六 1 名称

門谷(三栗)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

日野郡日野町門谷字栃谷二一九番地の一部、字栃谷平ラ二二〇番地から二二六番地まで、二二七番地の一部、二二八番地、二二九番地、二三一番地から二三五番地まで、二四六番地、二四七番地(併の一部、二五二番地)合併の一部及び二五三番地から二五六番地まで、字前田二六四番地二、二六五番地一、二六五番地二及び二六六番地から二七二番地まで、字寺平二七三番地から二七九番地まで、二八一番地、二八一番地一、二八二番地、二八三番地、二八五番地の一部、二九一番地の一部、二九五番地、二九六番地、二九六番地一、二九七番地、二九八番地一から二九八番地三まで及び二九九番地から三〇一番地まで、字神田三〇二番地、三〇三番地一、三〇三

十七 I 名称
 多里地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域
 日野郡日南町多里字チゴ宮脇六三一番地の一部、六三三番地の一部、六三五番地、六三六番地一の一部、六三七番地一の一部及び六三八番地一の一部並びに字蔵本畑六三九番地、六四〇番地、六四一番地一の一部、六四一番地二、六四二番地、六四三番地一の一部、六四四番地一の一部、六四五番地一の一部、六四七番地、六四八番地一の一部、六四八番地二の一部、六四九番地一の一部、六四九番地二、六四九番地三の一部、六四九番地四、六四九番地五の一部、六五〇番地、六五一番地一、六五一番地五、六五二番地二の一部及び六五二番地三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十八 I 名称
 下三栄地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域
 日野郡日南町三栄字鳥居ノ下モ一二〇七番地及び一二〇八番地、字要害一三五九番地二の一部、一三六〇番地一の一部、一三六一番地三の一部、一三六一番地四の一部、一三六三番地一、一三六三番地二の一部、一三六四番地一の一部、一三六五番地、一三六六番地一

部、一三六七番地の一部及び一三六九番地の一部、字中村尾一三七〇番地から一三七六番地まで、一三七七番地一から一三七七番地三まで、一三七八番地一、一三七八番地二及び一三七九番地一から一三七九番地三までの一部、字御蔵ノ下モ一三八〇番地、一三八一番地、一三八二番地一、一三八二番地二、一三八三番地から一三八八番地まで、一三八九番地の一部及び一三九〇番地一、字荒神ノ下モ一四五二番地一から一四五二番地四まで、一四五三番地、一四五四番地一、一四五四番地二、一四五五番地一、一四五六番地一から一四五六番地三まで、一四五七番地一から一四五七番地三まで、一四五六番地、一四六〇番地一、一四六〇番地二及び一四六一番地から一四六三番地まで、字寺谷尻一四六四番地から一四六六番地まで、一四六七番地一、一四六七番地二、一四六八番地及び一四六九番地並びに字ヒヤリ田寺谷尻一四七〇番地一から一四七〇番地三まで及び一四七一番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和五十九年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年四月十七日

鳥取県建設管理委員会委員 堀 田 忠 雄

- 一 日時 昭和五十九年四月十九日(木)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県建設管理委員会委員 堀田忠雄の事務所
- 三 議題 土石採取の試験手続規程の施行細則について

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第13回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和59年4月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

| 試 験 科 目 | 試 験 時 間 |
|---------------------------------|---------|
| ア 岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。) | 2時間30分 |
| イ 岩石の採取に関する技術的な事項 | |

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和59年6月5日(火)午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,800円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和59年4月28日(月)から同年5月12日(土)まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 その他受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。